

公益社団法人日本認知症グループホーム協会 代表者 殿

厚生労働省職業安定局長



企業等における公正な採用選考の実現に向けて（要請）

時下ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

厚生労働行政の運営につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省においては、応募者の基本的人権を尊重し、広く応募者に門戸を開くとともに、応募者の適性・能力に基づいた採用選考を行う公正な採用選考システムの確立が図られるよう周知・啓発を行っています。

特に、「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」（令和 7 年 6 月 6 日閣議決定）において、社会的身分、門地、性的マイノリティであるなど不合理な理由で就職の機会が制限されることを防ぐため、適性と能力に基づいた公正な採用選考システムの確立が図られるための取組を推進することとされており、「部落差別の解消の推進に関する法律」（平成 28 年法律第 109 号）及び「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」（令和 5 年法律第 68 号）に基づき、必要な取組を進めているところです。

厚生労働省では、これまでも応募者の基本的人権を尊重した公正な採用選考が実施されるよう、企業の皆様方にご理解とご努力をお願いしてまいりました。しかしながら、依然として、面接や応募用紙等を通じ「本籍・出生地」や「家族」に関することなど本人に責任のない事項や、宗教や支持政党など思想・信条に関わる事項を把握するなど、就職差別につながるおそれのある不適切な事象が生じている状況にあります。

貴団体におかれましては、公正採用選考の趣旨を改めてご理解いただき、「公正採用選考人権啓発推進員」（以下「推進員」という。）の各企業における適切な配置や、推進員及び企業トップクラスに対する労働局・ハローワークが行う研修会への積極的な参加、適正な応募用紙※の使用等について、各企業における正しい理解と認識の一層の浸透を図り、公正な採用選考が実現されるよう、貴団体傘下・会員企業に対する周知・啓発の御協力をお願い申し上げます。

※適正な応募用紙について

○指定している応募用紙を使用してください

- ・新規中学校卒業予定者については「職業相談票（乙）」、新規高等学校卒業予定者については「全国高等学校統一用紙」を使用してください。

○就職差別につながるおそれのある事項を除いた応募用紙の使用を推奨しています

- ・新規大学等卒業予定者については、「新規大学等卒業予定者用標準的事項の参考例」及び「厚生労働省履歴書様式例」の使用を推奨しています。
- ・一般求職者については、「厚生労働省履歴書様式例」の使用を推奨しています。

注）令和 6 年度に、上記「職業相談票（乙）」、「全国高等学校統一用紙」及び「新規大学等卒業予定者用標準的事項の参考例」の改定を行っています。

改定後の用紙は、下記の「公正採用選考特設サイト」からご確認をお願いします。

<https://kouseisaiyou.mhlw.go.jp/methods.html#methods01>



(事業主のみなさまへ)

詳しくは

公正採用選考特設サイト



出身は
どこ？

親の
職業は？

何人
きょうだい？



その質問… 「面接」で必要？

あなたの会社は大丈夫？

人権に配慮した公正な採用選考が
できているか、チェックしてみましょう

自社の採用選考における質問事項を チェックしてみましょう！

エントリーシート編

- 本籍や帰省先を記入する欄がある
- 合理的・客観的な必要性がないのに健康状態や既往歴を記入する欄がある
- 家族構成や家族の職業など、家族に関することを記入する欄がある

採用面接編

- 場を和ませるつもりで、家族や出身地に関することを聞いている
- 家の間取り、借家・持ち家などの住宅状況について聞いている
- 思想や信条に関すること、愛読書などについて聞いている

1つでもチェックが入ったら、不適切です

上記の項目は本人の適性や能力と関係ありません。質問項目から外しましょう。

採用基準とするつもりがなくてたずねた内容であっても、いったん適性と能力に関係のない事項を把握してしまうと、それが採否決定に影響を与える可能性もあります。

エントリーシートや面接の質問内容には、十分な配慮が必要です。

質問事項を事前に調整するなど、面接担当者間で不適切な質問に対する認識を共有しましょう。

※平成28年12月「部落差別の解消の推進に関する法律」が公布・施行されました

現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況に変化が生じています。同和問題に関する差別は許されないものであるという認識の下、本籍や出身地を採否に影響させることなく、本人の適性・能力に基づいた採用基準にすることによって部落差別のない公正な採用選考を実現しましょう。

詳しくは最寄りのハローワークまで